

中川喜雲覚書

市古夏生

△はじめに▽

中川喜雲はいうまでもなく、『京童』などの名所記で著名な近世初期の作家である。板本になった喜雲の著作は、明治以後すべて活字化されており、更に近年になりすべて複製刊行されている。勿論、このような現象があるからといってストレートに喜雲を持ち上げるわけではないが、近世初期の作家の第一人者と目される浅井了意と肩を並べる存在とまではいえなくとも、この時期の重要な作家であることは疑いない。

喜雲に関する主たる論者は水谷不倒氏「中川喜雲」(『新撰列伝体小説史前編』)、鈴木行三氏「中川喜雲」(『戯曲近世作家大観』第一巻所収)、松田修氏「中川喜雲・ある名所記作家の場合」(『日本近世文学の成立』所収)、近世初期文芸研究会「中川喜雲の文壇進出と貞徳夢想百韻出版の事情」(『貞門俳諧自註百韻―翻刻と研究―』所収)を挙げることができる。特に後の二論は卓越しており、中川喜雲については言い尽されている感がする。新資料もなく、松田氏の描く中川喜雲の世界を崩すような私見を持っているわけではないが、少し付け加えるべきところもあるかと思うので、ここでは断片的に私見を記すのみ。覚書と題する所以である。

△没年及び家系について▽

松田修氏によれば、角田竹冷閣、牧野望東・星野麦人共著『俳諧年表』（明治三十四年刊）に、中川喜雲が北村季吟門で宝永二年十月三日、享年七十、で没したという記事が載せられ、以後の喜雲に関して触れる書は、この没年、享年を踏襲して、通説と化したとのことである。ところがその根拠が不明なことで、通説では二十四歳に過ぎない万治二年刊の『私可多咄』に、「昔予弱冠のころ、愚父とさがにまかりし事有」と二十歳頃の出来事を懐古的に表現していることなどに疑問をもたれ、氏は喜雲の著作にあらわれる「若冠」「壮年」「老の身」などの語を詳細に吟味して、「宝永二年、七十歳没」より割り出した喜雲の年令とは齟齬をきたすという結論を出した。その結果、従来生年を寛永十三年としていたのを十年程繰り上げ、寛永三年頃とするが適当とされた。この見解は、その後岡雅彦氏の賛同があり、^①現在では松田氏説が通説となっているように思う。私もまたこの説に賛意を示すものであるが、竹冷閣『俳諧年表』以前にも「宝永二年十月三日七十没」がありはしないかと調査してみた。すると、大野洒竹編「俳諧年表」（俳諧文庫『芭蕉以前俳諧集上巻』所収、明治三十年刊）にも季吟門として同様の記事が見出せるし、更に遡って三浦若海の『俳諧人物便覧』（都立中央図書館東京誌料蔵）に

喜雲 中川氏 山桜子 季吟門 芸州広島人 後住京 宝永二年十月三日卒 七十

とある。『俳諧人物便覧』は写本として流布するのみで、成立年も不明であるが、明治三十年以前に成立していたことは確かである。記事の体裁がいずれも似ているので、若海の記述が洒竹や竹冷の年表に影響を与えたことと思われる。喜雲の俳諧の師を季吟とするのは、この書以前には見られなかった説であり、かたがた洒竹などが『俳諧人物便覧』を利用していたことを暗示しているようである。管見では若海以前にかかる記事を載せる文献は見出せないが、勿論若海も何らかの書を利用していた可能性はある。しかし、今は若海の説と考えるおく。

さて、それではこの若海の記述はどこに由来しているであろうか。従来の論に引かれているものであるが、丈石編『誹諧家譜』には貞室門として

中川氏 芸州広嶋ノ人 後住^三京師^一 号^三山桜子^一 家書有^三京童部^一 同後編^二 没年不^レ詳 非^三点者^一とあり、春明編『誹家大系図』にも貞室門として

中川氏通称吉左衛門名重治^{或云重徳} 雍髮シテ喜雲ト号ス 又山桜子と称ス 室叟高弟ナリ 芸州広島ノ人 京師ニ住ス (中略) 没年詳ナラズ案ズルニ延宝中歟 寛文七年跡追ニ高年ナルヨシ見エタリ

と、いずれも没年は不詳なのである。ところが『誹諧家譜』を具さに見ていくと、やはり貞室門で喜雲の隣にある乾貞恕の項に「宝永二年乙酉十月三日没寿七十」との記述を見出す。三浦若海が記すところの、そして当面問題にしてゐる喜雲の没年月日、享年と全く一致してゐるではないか。これは何とも不思議と『誹家大系図』の貞恕の項を見る

(前略) 元禄十五年壬午三月四日没行年七十歳 上鳥羽邑実相寺墓アリ 家譜ニ宝永二年乙酉十月三日没行年七十歳(中略) 此説甚イブカシ

と、「大系図」は「家譜」の記事を不審に思っている。寺田貞次編『京都名家墳墓録』にも貞恕の墓碑右側に「元禄十五年壬午三月四日」と刻するとの報告があるので、「大系図」の方が正しいといえる。とすると、「家譜」の「宝永二年云云」なる記事は、ただの誤りなのか、或いは本来中川喜雲のものを間違えて貞恕の項に記してしまったのか、このどちらかだと思われる。中川喜雲の没年を記した文献が「家譜」以前にあることを聞かないし、「大系図」でも不詳としているので、前者即ち、「家譜」の編者丈石の単純なミスであったと考えていいように思う。

以上のことから、「宝永二年十月三日七十歳」なる喜雲没年説は、丈石が貞恕の項で犯したミスの上に、更に三浦若海が「家譜」の貞恕の項と喜雲の項を見誤って『俳諧人物便覧』に記載したことに由来していると推測する。それ

故、現時点では喜雲の没年、享年は不明とするのが妥当といえよう。

なお、「大系図」に喜雲の没年を「延宝中歟」とするが、恐らくその通りではなかったか。後述のように、寛文十一年の歳旦三つ物を貞室、了味と組んでいるのが、喜雲の足跡の最後であり、以後の、西鶴編『古今誹諧師手鑑』(延宝四年刊)などの撰集に入集している句の製作年代が明確ではないので、喜雲生存の決め手とはなり得ない。喜雲という人物、松田氏御指摘の如く、名所記や咄本の範圍を逸脱して異常と思われる程自己の感慨に筆を費すこと度々であり、生きている限り筆を絶つとは考え難い。しかも喜雲は懇意な出版書肆を少なくとも二軒——秋田屋平左衛門(私可多咄)及び『案内者』の板元)、八文字屋五兵衛(『京童』及び『跡追』の板元)——は持っていたし、ジャーナリステイックな才能も持ち合せていた。かかる点から、生存していさえすれば、新たに何らかの書を出版していたはずと考へても無理はなからう。そこで延宝年中没という説に私は傾斜している。

市古夏生

喜雲は丹波国桑田郡馬路村の出身、「家譜」、「大系図」などに広島出身とするのは後年の広島への田舎わたらいを誤ったもの。名は重治、通称吉左衛門、喜雲はその号である。「家譜」以下に踏襲する山桜子なる別号の有無は判然としない。いつの頃か医学を修業するべく京都に出て来た(『京童』序)。父は中川仁右衛門重定(『私可多咄』巻二、貞室編『玉海集』)といい、松永貞徳につき俳諧の点を受けていた。また茶人としても著名であった小堀遠州と面談しているような人物であった(『私可多咄』巻二)。しかし遠州の側から、例えば遠州の主催した茶会の記事などからは、重定に関することは窺えない。重定の生没年も未詳であるが、馬路村長林寺の過去帳(原簿焼失のため明治以後の写本しかない)の寛文五年の条に

秋月清心信女 (妙) 七月五日 中川仁右衛門ツマ

夏山宗雲信士 (妙) 六月廿六日 同仁右衛門

とある。「妙」とは妙雲庵の略号で、現存しない。これが重定のことなのか決定し難いが、参考のために記しておく。重定は牢人して貧困であったようだが、何を生業としていたかは定かでない。恐らく家名を揚げるため、牢人が世に満ちて仕官の困難な時代でも、比較的仕官の途が開かれていた医者に仕立てるべく、息喜雲を伴い上京し、医学を修めさせたのであろう。医学の師は徳昌庵法眼慶雲という（『私可多咄』巻二）。松田氏は水野慶雲のことかとされるが、水野慶雲は伊藤仁斎のところに入りしている儒医で、『京羽二重』（貞享二年刊）に外科として登録されている。少し時代が下りすぎるように思う。近衛尚嗣の日記『尚嗣公記』寛永二十一年十一月二十二日の条に

今日昼茶湯、法印道作法眼慶雲法橋歴庵道乙等也

とある。やはり儒医であった法印山脇道作や儒者三宅道乙などと一緒に近衛尚嗣の主催した茶会に招かれた法眼慶雲こそ中川喜雲の師ではなかったか。法眼位を所持して時代的にもびったりしており、堂上の名家近衛家に入りしているなど如何にも喜雲の師に相応しい。後に併号として使われる喜雲なる号も、慶雲より命名された医者としてのものなのであろう。

さて、家名を揚げるためと先に述べたが、喜雲の述懐によれば彼の先祖は嵐山城主であったという（『京童』巻六、『私可多咄』巻二）。嵐山城については『二水記』、『細川大心院記』、『香西記』など諸書に記されているが、いま黒川道祐の『雍州府志』（貞享元年刊）に載せられている記事の意をつまむと、

永正四年六月に細川政元の家臣香西又六が政元を殺し、それまで養子細川澄元を嗣としていたのを廢して、勝手に九条関白尚経の子を嗣として細川澄之と号させた。そこで戦乱となり、香西は嵐山に城を構えたが三好長輝に殺され、澄之も自害するところとなった。

というのである。これ以後嵐山に城を構えた者を文献に見出せないので、喜雲の言が事実とすれば、この香西又六がその祖先となるわけである。早く柳亭種彦が喜雲の祖を「香西又六郎元親」としている（鈴木行三氏戯曲小説近世作家大観）

第一卷所引の『京童』柳亭書き入れが、松田修氏は「香西氏は（中略）丹波とも馬路村とも関係はな」く、中川家の家系伝説かもしれないと書かれている。

香西氏は讃岐国の豪族の雄であったが、領地は讃岐国にのみあったわけではなかった。『香西記』の「讃州藤家香西氏略系譜」に、

元直 備前守、本領讃州綾北条郡。於^三丹波^一加^三賜食邑^一在京（後略）。

元継 又六、後号^三備中守^一、本領讃州北条郡、輔^三佐於細川澄之^一、而於^三嵐山城^一戰死、断絶焉。

と記されている。元直は又六の父であるが、本領の他に丹波を食邑地として与えられ、しかも在京していたのであった。又六の項には食邑地の有無が記されていないが、又六も同様に細川家の在京の重臣であり、引続いて食邑地を賜っていたのではなかったか。この食邑の中に馬路村が入っていたかもしれない。事の当否はともかくとして、少なくとも丹波と香西氏は無関係ではない。戦いに敗れた又六の一族が氏を中川と変え、片田舎の馬路に土着するようになったことは十分考えられることである。

喜雲が自己を嵐山城主の末葉であると常に意識していて、その祖先の華やかさに比較して彼自身の境遇が経済的に苦しく、しかも社会的地位を何も有していない牢人という身分であったことを考え合せてみると、祖先が嵐山城主とすることが、喜雲の文学活動及びその精神構造を考える場合に重要な意味を持つこと、松田氏の御指摘の通りである。医者を志したがその故に仕官で来たという形跡もなく、法印法眼はおろか法橋にすらなった痕跡もなく、従って医学で名誉の者となり得なかった喜雲が、明暦四年以後四、五年の間に四作を集中的に執筆刊行するといった離れ技をなしとげたのは、医学方面で功をなすことをあきらめた故の所産とも考えられる。そして、作品中に縷々述べるところの懐旧的かつ自嘲気味の感慨は、この祖先と自己の零落した境遇に主たる原因があったと思われるのである。

△俳諧について▽

喜雲の俳諧については『貞門俳諧自註百韻―翻刻と研究―』に詳細であり、付け加えるべきことはほとんどない。同書及び松田氏が言及されているものを含めて、喜雲の俳諧関係の簡略な年譜を左に記しておく。

○寛永十九年（一六四二）

歳旦発句あり（慶安四年刊『崑山集』）。

○正保三年（一六四六）

歳暮発句あり（『崑山集』）。

○正保五年（一六四八）

歳旦発句あり（明暦二年刊『玉海集』、延宝二年刊『歳旦発句集』）。

○慶安四年（一六五一）八月

良徳編『崑山集』刊。京住として中川吉左衛門重治などの名で十一句入集。他に「重治」として二句あるが、「黒瀬重治」もあるので、どちらのか未詳。「大系図」に「重徳」も喜雲の名とするが、「中川吉左衛門重徳」で八句入集。通称まで同じくするから喜雲のことかとも思われるが、同じ撰集で同一人物に二種の名を使うのもおかしいので、別人と考えるべきであろう。

○承応二年（一六五三）

歳旦発句あり（『歳旦発句集』）。

○明暦二年（一六五六）

歳旦三つ物を喜雲の号で重頼・宗恵・安重と組む（『知足書留歳旦帖』、発句は『歳旦発句集』にあり）。

○同年二月

令徳編『崑山土塵集』刊。中川重治の名で発句二句入集（近世文芸資料と考証）三号所収の榎坂浩尚・今栄蔵「貞門談 林俳人大観」による。

○同年八月

貞室編『玉海集』刊。中川喜雲の号で発句六句入集。以後は専ら喜雲号を使用。

○明暦三年（一六五七）

歳旦三つ物を恵佐・貞室、元春・貞室、寿硯・貞室と組む（「知足書留歳旦帖」）。

○明暦四年（一六五八）七月

『京童』六巻を執筆刊行。喜雲の発句八十六、狂歌二十五首を収める。

○万治二年（一六五九）七月

『鎌倉物語』五巻を執筆刊行。喜雲の発句二十五、狂歌六首、基春の発句九、重貞の発句一をそれぞれ収める。

○同年八月

『貞徳百韻独吟自註』（書肆野田基春）刊。貞徳が喜雲に与えたものを板行したもの。

○同年九月

『私可多咄』五巻を執筆刊行。喜雲の発句十三、父重定の発句二を収める。

○同年十月

梅盛編『拾子集』に発句一句入集。

○万治三年（一六六〇）九月

重以編『百人一句』に発句一句入集

○同年十二月

宗賢・信房編『源氏鬢鏡』に発句一句入集。巻末の俳系図に重頼門として掲出される。

○寛文二年（一六六二）正月

『案内者』六巻を執筆刊行。喜雲の発句五十六句、狂歌八首を収める。

○寛文七年（一六六七）九月

『京童跡追』六巻を執筆刊行。喜雲の発句百十六句、狂歌二十三首を収める。巻四に貞徳、立圃、令徳、西武、貞室、重頼など有名無名俳人の句を収めている。

貞室編『玉海集追加』に発句五句、付句七句入集。「貞門談林俳人大観(注)」(『近世文芸資料と考証』七号所収)では発句四とするが、五の誤りである。

○寛文十一年（一六七二）

歳旦三つ物を貞室・了味と組む。即ち、「寒空は酒してたつる今朝の春 貞室／よひの年よりさかる市町 喜雲
 ／つるにつき金ほる山は雪消て 了味」「老の身もきゝはて御座れ若夷 了味／鯛のほねさる節振舞 貞室／花
 の賀によめることの葉本哥取て 喜雲」「数年田舎に侍り旧冬帰京して／屠蘇の台はかへり都のとさん哉 喜雲
 ／無事にて花の春にあふ友 了味／若葉にも筆の蝶く舞つれて 貞室」とある(神宮文庫蔵『寛文十一年歳旦』、喜雲の発句は『歳旦発句集』にもある)。

○同年六月

重徳編『新独吟集』に百韻一卷入集。

○寛文十二年（一六七二）正月

生白堂行風編『後撰夷曲集』に狂歌三首入集。『案内者』、『鎌倉物語』、『京童跡追』所載狂歌の再録。

○同年六月

正辰編『続大和順礼』に発句九句入集。『京童跡追』巻三及び『源氏鬢鏡』所収句の再録。

○寛文末年頃

種寛編『誹諧作者之名寄』刊。貞室門として喜雲を掲出。

○延宝二年(一六七四)五月

蘭秀編『後撰犬筑波集』に発句二句入集。いずれも『鎌倉物語』より再録。しかるに金沢八景を詠じた句の詞書に「南都にて」とする誤りがある。

この年、『歳旦発句集』刊。発句四句入集。

○延宝四年(一六七六)十月

西鶴編『古今誹諧師手鑑』に発句一句入集。「広嶋中川喜雲」とあり。

○延宝七年(一六七九)八月

宗臣編『詞林金玉集』に発句六句入集。『崑山集』、『玉海集』、『玉海集追加』の再録。

○天和二年(一六八二)四月

風黒編『高名集』に発句一句入集。『古今誹諧師手鑑』のと同じ。「広嶋中川喜雲」とあり。

○貞享元年(一六八四)

貞恕編『新玉海集』刊か。所見本巻一、巻二のみであるが、発句三句入集。

以上の如きである。松永貞徳直門ではあるが、令徳、重頼など貞門古参俳人にもつき、明暦三年前後より貞室に傾斜していった様子が窺える。『新玉海集』には貞室点のものと貞恕判のものとあるが、その区別は必ずしもはっきりしていない。喜雲の句も貞室点のものが一句、残り二句はいづれとも判断しかねる。それはともかくとして、製作年代

の明確なものは寛文十一年の歳旦句が最後ということになり、以後の喜雲が俳諧から遠ざかったという印象を受ける。これは田舎わたらいしたことによって俳壇から序々に脱していったこと、更に貞室が寛文十三年に没したためにいよいよ縁遠くなったのであるうし、既述のように延宝年間には喜雲が死去したことによるのではなからうか。

広島などへの田舎わたらいは、医師として、また俳人としてなされたものと思われる。そして広島に定住したわけではなく、京へ何回か往来したり、⁽⁴⁾或いは九州方面へも舌耕のために行っているようである。『京童跡追』に発句が収められている無名俳人の中には、長崎の人が二名いるし、『案内者』に次の如き記事があるからに他ならない。同書巻五の「九月廿八日 肥前国余迦大明神祭」と「九月廿九日 肥前国本莊大明神」との二項は、他の大多数の年行事に較べると知名度の点で大分劣っている。『肥前叢書』所収の『肥前風土記』によると、両明神とも現在の佐賀市近辺にあり、肥前国では有名な祭礼らしいが、それにしても『案内者』に書く程のものではない。いま前者の記事を引用してみる。

城下より八町のうち、御こし一社鉾三本、幡天蓋をさしかくる、大松明あり、役人は祢宜神主みな鳥かぶとを着す、をよそ伶人の出たちの如し、八町のあひだたゞ管絃にて御こしをまつる、殊勝の神事祭礼なり、かなり克明に記している。これを「十月十一日、讃岐国金比羅祭」の

此神は天竺国の靈神として伝教大師入唐帰朝の時勧請し給へり、本朝素盞鳥尊の変作として、大比叡大明神則山王権現なり、此祭礼には大法事のおこなひありといふ、

という記事と較べると、次のようなことが判明する。金比羅祭は寛永十三年成立の『はなひ草』以下の歳時記に載せられている全国的に有名な祭礼にもかかわらず、その記事は祭そのものにはほとんど触れていなく、「といふ」と結んでいることから伝聞であることを示している。一方余迦大明神祭の方は、祭そのものについて簡略ながらも的確に描写しており、どうみてもこの記事は喜雲がこの祭を実見したことを示している。

長々と説明してきたが、喜雲が余迦大明神のある佐賀あたりまで来ていたことは確かであり、長崎にも俳諧の弟子らしき人がいたことも考えると、田舎わたらいの一環として肥前国に行き舌耕につとめていたのではなかったか。寛文十一年刊『新独吟集』所収の百韻の跋に「二十年あまりいなかわたらひし舌耕のみをつとめしかば今はわすれにけり」と述べる。俳諧をまったく忘れた口ぶりである。しかし、これは貞徳門の高足達と俳交を結び、盛んに修練をつんでいた時期に較べるといった意味あいであり、この言はそのまま信用できない。この百韻の成立年代は明示されていないが、刊年とそう隔たらない寛文十年前後と察せられる。とすると、その二十年前とは慶安年間に相当するが、恐らくこの頃から舌耕を目的とした田舎わたらいを何回となくしていたのであろう。その田舎わたらいも広島に限定できるものではなく、万治二年以後にしても広島に定住したと確定しうる資料はない。そして、九州方面に舌耕のために出掛けたことも、十分考えられるのである。「舌耕」について具体的な記述がないが、喜雲の『新独吟集』の言とは裏腹に、医師として講釈し俳諧をも教授していたことと思う。

△ 作品について▽

『京童』六巻六冊は、山本泰順の『洛陽名所集』がその一か月後に刊行されているが、ともかく近世の一連の名所記・地誌類の嚆矢である。諸本については近世文学資料類従の古板地誌編『京童』の拙解題を参照されたいが、いま簡単に要点をしるしておく。初板は八文字屋五兵衛より刊行されたが、この時には序文末に「中川喜雲撰」なる文字は刻されていなかった。次に山森六兵衛が寛文七年九月以後いつの時から、この板木を取得した。山森は使用可能な板木はそのまま用い、使用不可能なものは新たに覆刻し、更に序文末に「中川喜雲撰」を入れて『京童』を再刊した。この種の本に二種類ある。次に山森は、前に使用した八文字屋の板木の部分も覆刻し、先に覆刻したものを合せて刊行した。この時に題簽の板木も新たに「新板」と角書をつけている。最後に、山森六兵衛が全面的に覆刻した

板木を平野屋佐兵衛が取得して、刊記の書肆名の部分のみに手を入れて刊行したのである。恐らく貞享末年頃かと推定される。

以上の如き、磨滅した板木のみを彫り直して改題もせず出版していくといった諸本の在り方から、『京童』が当時の読者に迎えられ、ベストセラー的存在であったことは確かであろう。そして以後の、現在古板地誌と称されている夥しい名所記・地誌群の出現は『京童』や『洛陽名所集』に刺激されたこと、就中『京童』の影響は少なからぬものがあつた。万治二年頃刊の浅井了意作『東海道名所記』を繙くと、京都の名所を描く巻六には次のような例が見える。

三年坂といふ事は（中略）大同三年坂なりと申し伝へし、又産寧坂といふ人あり、この坂は子易の観音に続きたる故に産寧の二字子産むことやすしと読むなど、京童はあらず侍べる

この京童は所謂「京童」ではなく、喜雲執筆するところの『京童』をさしてのこと、或いは「その縁起は京童の口に伝はれり」などと、『京童』の名を引くことすべて六か所、『京童』で言及ずみことは省略したかに見えるが、既に江戸時代の考証家喜多村信節の所持本『京童』の書入れ（国会図書館蔵）に

マタ名所記巻一サカヒ町歌舞妓ノコトヲ書タル処全ク此書（京童）のこと、四条河原ノ文ト同ジ、彼ハ此ノ文ヲ侵シタル也

と指摘しているように、京の四条河原の文章を江戸の木挽町の歌舞伎を叙述する場面に使ったり、「滄浪の水にて洗ひ給ひし冠の纓は左往右往」（『東海道名所記』巻六）は「かんぶりのかけ緒のいとゞのどかに右往左往」（『京童』巻一）に基づいて出来た行文であること、ほぼ間違いあるまい。このような表現上の模倣は精査すればまだまだ出て来ると思われるが、浅井了意がかなり『京童』を意識し、その影響を強く受けていたことは明白である。

同じ了意作の名所記『京雀』（寛文五年刊）でも「御霊八所の神のこと京童にいひあらはせり」（巻二）の如きものだ

けになり、文章を盗んでくることはなくなる。やや『京童』の影響を脱したというべきであろう。

延宝二年刊の坂内直頼作『山城四季物語』は京の年中行事について記す書であるが、「京童の小野篁の作といふはあやまりなり」（巻二）など三ヶ所『京童』に言及する。いずれも『京童』の誤りを指摘しているのであるが、執筆の際『京童』を参考にした様子が窺える。年中行事の本とはいえ、名所記とよく似た内容なのであるから、『京童』の痕跡を見出しでも不思議はなく、もって『京童』の影響力の大きさが察せられよう。

『京童』の性格について、松田氏は山本泰順の『洛陽名所集』と比較して、俳諧的だとされる。確かにその通りであって、それは喜雲、泰順両者の教養の相違によると思われる。この両者は親より引き続いての牢人であり、ともに仕官を望んでいた節があるという具合で、共通点もみられる。喜雲は前述の如くに、医も学びながらも、貞徳などにつき俳諧にのめりこんでいた。貞徳はいうまでもなく二条家の歌学を継承した人物であったし、和歌の門人も多数いたのであったから、喜雲の周辺に和歌の雰囲気がないわけではなかったが、和歌方面に立ち入った様子は皆無である。即ち、喜雲は俳諧という滑稽文芸をバックボーンにして作品を執筆したのである。一方の泰順は早くから冷泉為景や松永尺五について和歌や漢学を修得しており、『洛陽名所集』以外の著述も漢学、漢詩関係のものばかりで、滑稽のことに携った様子はみられない。こうした点からみて、同じ京都の名所記であっても執筆者の教養やそれに培われた意識、精神を相当異にすることで、作品の性質を異にすること当然といわなければならない。

『京童』刊行の翌年万治二年七月に第二作『鎌倉物語』五巻五冊を出版した。「物語」とは題するものの、やはり鎌倉の名所案内記である。従来初板本は安田十兵衛板とされているが、書肆名下の匡郭が乱れていることなどから、初板は別の書肆が刊行したといえるかもしれない。諸本の概略は森川昭氏執筆の『鎌倉物語・沢庵順礼鎌倉記』解題を参照されたい。

さて自序に

しばし旅たちたるこそ目さむるこゝちすれと古人いへる、それもさる事にて、又ゆかずして名所をしるも猶おかし、(中略) 誠に踵をめぐらさずして彼地をまのまへにながめ、故をとはずして独由緒をおぼゆるは此草子なり、と述べるように、名所案内とはいいなから本書を携帯して鎌倉を遊覧するために執筆したのではなく、飽く迄も机上の娯楽的読み物として作者喜雲は書いたのであった。この自序と同趣旨を一無軒道治の『高野山通念集』、三田浄久の『河内鑑名所記』、太田叙親、村井道弘の『南都名所集』でも説いているが、この時代の名所記類は前に触れた『京童』も含めて、概ね携行するには適していない大本の板式なので、出版者も作者も机上の読み物を提供するという意図があったのであろう。

『鎌倉物語』は、以前に京より江戸へ下った折の紀行「道草」の鎌倉の条を中心にして執筆したものと、巻一に成立事情が説明されている。「道草」を骨子として、それに幾分か肉付けをしたわけである。現在のところ喜雲の江戸行きは「道草」の旅しか考えられなく、恐らく鎌倉を遊覧したのも一回限りのことと思われる。明暦四年、万治二年と京都に住していたようであるから、「道草」の記事で頼りない箇所があっても、わざわざ東国の鎌倉に再調査に出掛けることはまず不可能なことであった。やはり旧稿を基にして書いたと思われる『京童』の場合は京都の名所記であるから、再訪は何度でも可能であった。それ故に、『鎌倉物語』と『京童』とが、同じ作者の手になる同じ名所記であっても、質的に異った面が出て来るのは止むを得ない。その相違として『京童』にはあまり見られなかった先行文献の利用が甚だしいという点が挙げられる。全体に涉って『東鑑』を引用し、その他に『平家物語』、『太平記』、『十六夜日記』、『曾我物語』、『沙石集』など鎌倉に縁のある文献を多数引いている。つまり「道草」を骨子としてその肉付けはこれらの先行文献によったと推測されよう。

『京童』には名所記としてその範囲を逸脱した部分が―例えば自己の出身を説いたり、自己の眼疾に触れるなど―

かなり含まれているが、『鎌倉物語』には逸脱した部分はまったくなくない。『鎌倉物語』が名所記として甚だ整然とした印象を与える所以であるが、これを名所記作家としての喜雲の成長とみていいのであろうか。もし成長とみるならば、約十年後の寛文七年に刊行された『京童跡追』に見受けられる『京童』と同質の逸脱は説明のしようがない。『京童跡追』の巻一、巻二は京都、巻三は奈良、巻四、巻五は主として大坂及びその周辺、巻六は主として有馬近辺と畿島について記している。ところが巻一、巻二、巻三に限って

若かりし年の口ずさびをおもひ出、今此折ふし老の身の甘なひぬるに、淡く覚て句一つあらたに書つけゝる（巻一「頂妙寺」の条）

の如き箇所が幾つか見出されるのであり、対照的に巻四、巻五、巻六にはなくなる。こういう点を考慮してみると、『鎌倉物語』に多数の先行文献利用があり、かっちりとしたまとまりを見せていること、名所記としては逸脱と見られる自己の感慨や脱線した咄がないことは、偏に地域による問題と考えたい。喜雲が長く居住していた京都及び度々訪問していたと考えられる奈良などと、一度程しか見物していない鎌倉との熟知度の差、京都及びその周辺の名所には若かりし時の思い出―それは父との散策や俳人仲間との交遊などであるが―がふんだんとあるのに対して、鎌倉にはそれが無いという差、このような差が『鎌倉物語』の質的差を生み出し、名所記作家としての喜雲の成長と目されるような整然とした名所記になったのであろう。

『鎌倉物語』出版から二か月、万治二年九月に『私可多咄』五巻五冊が刊行された。次に記す『案内者』の出版書肆が秋田屋平左衛門であり、本書も元禄九年書目に「秋田平」とあるから、秋田屋が板元と思われる。『国書絵目録』によれば初板である万治三年板は現存しないようである。それを受けて、寛文十一年に江戸の鱗形屋が出版したものを初板かと書く人もいるが、喜雲がそう縁のない江戸でわざわざ出版したとは考え難い。事実、柳亭種彦は『骨董集

上編上之巻「旧吉原の雨中のさま」の条に杏花園蔵本『私可多咄』を引いている箇所があるが、その奥書の部分を模刻して「万治式亥年季秋吉日」としているから、まず万治二年九月刊行は間違いないところである。

『私可多咄』なる書名が付されたのは、この頃仕方咄が流行していたことを反映してのことであろう。管見では明暦三年刊の山岡元隣作『他我身之上』巻三の「ちんぶんかんといはれしかたばなし、ゆめばかり覚え侍れば、其しかたを少まねしてここにしるし侍るべし」を初出とし、少し後の寛文二年刊『為人鈔』巻一の十一「仕形ばなしに日を暮し」などの用例が見られ、この頃に流行していた一証といえよう。

本書収載の咄は、必ずしも喜雲が作ったものばかりではなからうが、巻二にある

昔在江戸し侍る頃、さるおほんかたの具足の餅いはるにまかりけるに、なんぢがちゑをためしの具足也、はやく狂哥なくては餅たうべる事かなはじなどとおどされて

君が代のひさしかるべきためしにはかねてぞうれしおぐそくの餅

という咄が、喜雲の御咄衆的存在を暗示するということ、既に『貞門俳諧自註百韻』に触れている通りで、彼自から語った咄も数多くあるのであろう。

喜雲は『私可多咄』出版前後より田舎わたらいをしたが、寛文二年に京の書肆秋田屋平左衛門から年中行事について記した『案内者』六巻六冊を刊行した。その自序にいう、

広き日本の国やまとのしげき品く。おもひよするも胆の太ければ。大内の年中行事に。これかれ聊まじへ。纔にて止め。そをだにまだ見聞ぬ人の心ざすに。まよひなからしめんため。案内者となしぬ。さはいへど。のぼるべきたつきなき。雲井の御ありさまは眼まなこのよそなれば。諸書の良材をのがまくにはつりとり。こくにぬすむ。

『案内者』は内裏の年中行事を描く部分があるが、自分で見ることが不可能なので文献に依拠したと述べている。そ

の文献とは『公事根源』及び『年中行事哥合』である。この二書は文章も類似していて、いずれから盗んできたか判断するのに困難な場合が多い。一例として二月四日に催される新年祭の条をそれぞれ掲出してみる。

是は太神宮以下三千一百卅二座の神をまつらせたまふ、其所々たしかならざるも有、(中略)神祇官にておこなはる、弁かねてより諸国のめし物をもよほしと、のふ、白猪白鷄やうの物也、天武天皇四年二月にはじめて此祭有、(下略)〔『公事根源』慶安二年村上平楽寺板〕

右としこひのまつりは太神宮以下三千七百三十二座の神をまつりて年災をいのり申さるゝゆへに、としこひのまつりと申侍り、(中略)天武天皇四年二月にはじめてとしこひのまつりあり〔『年中行事哥合』慶安二年沢田庄左衛門板〕

太神宮以下三千七百三十二座の神を祭りたまふて、年災をいのり除きたまへる事なり、としこひのまつりともいふなり、天武天皇四年二月よりはじめてこの祭あり、神祇官にておこなはる、弁かねてより諸国のめし物をもよほしと、のへらる、白猪白鷄やうのものなり〔『案内者』〕

一読すれば、前半は『年中行事哥合』に、後半は『公事根源』に依拠していること歴然としている。以下一々例示しないが、全体として『公事根源』より盗むことが少なくない。

これら先行二書に出て来ない行事、即ち民間の年中行事は喜雲のオリジナルと考えていいし、この書の面白さもその点に存するといつていい。中に年中行事の枠には収まらないような記事もあるが、まったく無関係のものではなく、総合的に扱った年中行事書として完成度の高いものである。

喜雲が本書を執筆するに至った動機を幾つか数え挙げられる。処女作『京童』は京都の名所案内記であるが、その中に神社の祭礼に触れている箇所が少なからずある。名所として神社を記す場合、その神社の主だった祭礼を記すのは当然といえば当然である。『案内者』巻一の初寅の条に「鞍馬寺の事は京わらべにかきつけはんべる」とあり、巻

四の六道参の条に

因縁の事、此六道にかぎらず、京わらべならびにあとおひと名づけ侍る、追加に書べき分はこのさうあんにもらし、

とある。「追加」とは『京童跡追』を指している。名所記と年中行事の親近性を示すものであり、『案内者』執筆の要因が名所記にあったことを予想させる。また、喜雲は貞徳などの周辺にいた俳人であった。俳人にとって年中行事は基本的な知識であり、知っていなければならぬものであった。『はなひ草』、『俳諧初学抄』など俳諧作法書には、概ね「四季の詞」として年中行事に関する簡略な説明が施されている。こういった面でも喜雲が『案内者』を執筆する因があったと思われる。

最後に『案内者』の影響を受けて成立した一無軒道治作『難波鑑』(延宝八年刊)について触れる。影響を受けたと書いたが、端的にいうと盗んで来た箇所が幾つかあるのである。盗むといえは『案内者』も先行文献に依っていたことと既述の如くであり、同じ文献に依って執筆したために似たものとなっているという場合もありうる。明らかに『案内者』の文章を盗んだ一例を示そう。やや長文になるが、『案内者』卷二の三月廿一日御影供の条に

かちよりゆく若ものは、足どりはやくえもんひきつくろひ、あみ笠ふかくかぶりさし扇したるは、さながらしのぶかたまつかたあればにやとおしはからるゝ、乗物は廓のうちに入事かなはねば丹波口におろしあるは二人塚にかきすゑさせ、内より出るめんく、宿の首尾すましたりとうれしげにはそ溝をとびこえ、あとにつれたる僕
のなりふりまで心にかけて潜上するこそ(後略)

とあるが、『難波鑑』卷二の「瓢箪町夜見世 三月朔日」の条には

かちよりゆく若きものは、えもんひきつくろひ、編笠をかぶり羽織をかづきて、しのおすがたもいとおかし。乗物は揚屋のうちに入ることかなはねば、西東の門口にかきすへさせ、内よりいづるめんく宿の首尾すましたり

とうれしげに、跡につれたる僕のなりふりまでに（後略）

とある。傍線の部分がまったく同文である。京の島原へ行く人々の様子を大坂の瓢箪町の場面に置き換えているわけで、こういった類のものが散見できるのである。道治が『難波鑑』執筆の際に『案内者』を机上に置いて参照していたことはほぼ間違いあるまい。

寛文七年に第五作目『京童跡追』を刊行した。外題は「京あとをひ」、後編「京童迹をひ」の二種、内題は「跡追」とのみ刻されているが、ここでは従来より呼称されている『京童跡追』なる書名を使用する。諸本については近世文学資料類従『京童跡追』の拙解題を参照されたいが、いま簡単に要点を記しておく。寛文七年九月に『京童』を出版した書肆八文字屋五兵衛が刊行した。序文末に「中川喜雲撰」なる署名がある。その後、山森六兵衛がこの板木を取得し、その際に全面的に覆刻の板木を作成した。即ち、山森は二組の『京童跡追』の板木を所持していたことになる。そして原刻と覆刻を挿絵の有無によって二分し、互いに補完する形で二種の『京童跡追』を作成した。一は刊記の書肆名部分に匡郭がなく、他は匡郭がある。後者は二次まで確認済みである。その二次の板木がそのまま平野屋佐兵衛に譲渡され、書肆名の部分に「平野屋佐兵衛開板」とだけ入木し、他は何の改変も加えずに出版された。山森の段階で何故に覆刻の板木をこしらえ、それを原板木と混ぜて、二種の『京童跡追』を出版したのか、その事情は不明としかいえない。

自序によれば、『京童』の欠けた部分を補うために、万治二年には本書の初稿が成立していた。ところが本屋に初稿を渡す前に、喜雲は田舎わたらいしたために未刊となってしまう、十年程経過してしまったという。この間公刊の意志を持ち続けていたことは、『案内者』について述べた時に引用した「六道参」の条の一文によって明らかである。この期間に初稿を手直ししていたのであろう。そして、芸州巖島等新しい項目を幾つか書き加えて、寛文七年五月頃

に頻りと清書をしていたのである（巻三「春日」の条）。

ただ、初稿に手直しをしたことは確かであるが、初稿が『鎌倉物語』のように引用文献の多い名所記であったとは考え難い。『鎌倉物語』の項で述べたように、鎌倉という土地であるからこそ引用文献の多用と見るべきである。『京童跡追』の初稿にも刊本と同じような、名所記として逸脱した自己の感慨を述べる部分があったと思われる。

寛文十年刊書籍目録に「三冊 女筆往来 中川喜雲作」とある。この書は未見であるが、石川謙氏編『女子用往来分類目録』に寛文頃刊として載せられている。『国書総目録』によれば同名の一冊本が東京教育大学附属図書館に蔵されている由、ただしこれまた未見のため喜雲の作なりや否やは不明である。

延宝三年刊『新增書籍目録』に

一 道中付

一 同誹諧入

一 同大全

六 同名所記 中川喜雲

とある。「道中名所記」なる六冊本が中川喜雲の著作とするのであるが、如何なものであろうか。これ以前の書目には寛文六年頃刊『和漢書籍目録』に

一冊 道中記

一冊 同絵入

六冊 同名所記

なる記載を見るが、作者名は刻されていない。さていま記した二書目を具に見ると万治二年頃刊『東海道名所記』六

冊の記載がなく、それ以外の寛文十年、寛文十一年刊書目などには載せられている。逆に『東海道名所記』の載せられている書目には、「道中名所記」の記載がないのである。更に考えてみると、寛文頃の「道中記」は大体、東海道の道中記しか出版されていない。寛文十一年刊書目には

一冊 東海道中記

六冊 同名所記 松雲作（下略）

とある。以上のことから判断するに、「道中名所記」とは東海道の名所記のことに相違なく、それは浅井了意作『東海道名所記』を指すものに他ならない。そして延宝三年書目の作者附は書目にしばしば見受けられる誤りということになり、中川喜雲に「道中名所記」の著作はなかったということになる。

注(1) 「中川喜雲の年令について」〔北大近世文学研究会会報〕14

(2) 後述するように推定である。

(3) 位を所持していれば署名に使用するはずだし、『御湯殿の上日記』卷十（延宝三年より貞享四年まで）に、法橋、法眼などを授けられた医者が御礼に来る記述がおびただしくあるが、喜雲の名は見出せない。

(4) 『案内者』には万治三年の京都の叙述が幾つかあるし、『案内者』も寛文二年に京都で刊行されているからである。